

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度大湊村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	27,000千円
(歳出)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	490,027千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	86,668	14,038		21,022	6,200	45,408
	障害者福祉事業	61,848	43,517			1,900	16,431
	高齢者福祉事業	58,840	5,887		49,498	400	3,055
	児童福祉事業	56,885	43,112			1,000	12,773
	小計	264,241	106,554		70,520	9,500	77,667
社会保険	国民健康保険事業	19,554	9,612			1,000	8,942
	介護保険事業	44,067	682			4,500	38,885
	後期高齢者医療事業	38,129	6,736			3,300	28,093
	小計	101,750	17,030			8,800	75,920
保健衛生	疾病予防対策事業	95,707	23,843		25,589	5,800	40,475
	診療所事業	28,329				2,900	25,429
	小計	124,036	23,843		25,589	8,700	65,904
合計		490,027	147,427		96,109	27,000	219,491